



8月30日(水) 第3回 原告の集いのお知らせ

原告の集いは第1回、第2回とも、たくさんの原告・賛同者の皆様のご参加をいただきました。第3回原告の集いは8月30日(水) 18時30分からの開催となりました。

内容:

(1) 勉強会(予定)

憲法九条の世界における役割など 成見幸子弁護士
集団的自衛権とその違憲性 後藤好成弁護士

(2) 原告の交流と意見交換

場所: 市民プラザ 4階 ギャラリー2
時間: 18:30から(18:00開場)
たくさんの方のご参加をお待ちしております。

7月12日(水) 違憲訴訟第1回口頭弁論が行われました

第1回期日口頭弁論は宮崎地方裁判所201号法廷で開かれました。傍聴席はほぼ満杯になりました。最初に原告代理人江原弁護士による訴状陳述に変わるパワーポイントを使ったプレゼンテーションに続き、4名が意見陳述をしました。



同じ原告代理人後藤弁護士による意見陳述では、二度と再び戦争の被害者にも加害者にもなるようなことは繰り返したくない、先人達が血のにじむ思いで憲法に刻んできた不戦の誓は次の世代に引く次ぐべき宝、一内閣の解釈変更や理不尽な強行採決で奪われていいはずがない、と本訴訟の意義を伝えました。

続いて原告である前田裕司弁護士による意見陳述では、弁護人の存在意義は憲法・訴訟法に依拠して国家に基本的人権を守らせていくこと、その弁護人を国家が配置し認めるということは国家を縛る規範として憲法が存在するという立憲主義に通じる、し

かしこのような立憲主義を踏みにじって安保関連方法が制定された、このような状態は法律家・人間としてとうてい認めがたいと述べました。

母親であり歌人でもある宮下玲子(大口玲子)さんは、母親たちは誰もが子どもたちの幸せな成長を願うもの、それが願うだけでは難しいと感じるようになった、その一つが新安保法制だ、戦争の放棄や戦力の不保持という憲法の理念が言葉だけになってしまったと感じている、その現実には身近にひたひたと迫ってきていると考えざるを得ない、息子もそれを敏感に感じている、それでも、自分自身にも、息子にも「恐れるな」と言いたい、この訴訟が、新安保法制の廃止に向かう第一歩だと考えている、ここにいる誰もが、お母さんから生まれてきた子供です、命を生み出し、それを大切に守り育てるという母親の営みは

壊され、踏みにじられている、この踏みにじられた母親の気持ちに司法が光を当ててくださるものと、私は強く信じていますと語りました。

最後に元裁判官の海保寛さんは、一旦起きた戦争の火の消し方の詳しい人はいない、行き着くところまで行かないと止まない、戦争しないことを憲法の基本原理として宣言した国が憲法改正手続きを経ずに『解釈改憲』で安保法制を作り、『戦争をする国』にしたことは、国民を強制的に『戦争をする国』に拉致するのと同じだ、平和のうちに生存する国民の権利を守る裁判官がいると信じている、司法は権力者にとって最も邪魔な存在だが、国民にとっては最も信頼できる国家機関です、と裁判官に語りかけました。



(弁論後の報告集会の様子)

第2回口頭弁論期日は11月1日(水曜日)14時

場所：宮崎地方裁判所 201号法廷

是非ご参加ください。いつも傍聴席をいっぱいにしましょう。

詳細はあらためてお知らせします。



意見陳述書を書きましょう！

二度とあんな戦争は嫌だ、新安保法制は許せない、平和や家族みんなの幸せを願う気持ちとは相容れない、これだけは訴えたい、そんな原告・賛同者になった気持ちを意見陳述書に書きましょう。

『陳述書作成のお願い～まずは書いてみましょう！！』を御覧ください。



訴訟説明会を開きませんか？

事務局に声をおかけ下さい。

弁護士が宮崎県内各地に訴訟に関する説明に参ります。

第2次提訴は年内予定

原告・賛同者の方を募集しています！

安保法制違憲訴訟みやぎの会は、一緒に闘ってくださる参加者を募集しています。

原告になりたいという方はもちろん、原告にはなれないけど協力したいという方は、ぜひ賛同者としてご参加ください。寄付金・カンパも大歓迎です！

まずは事務局にお電話下さい。必要書類をお送りします。参加申込書、訴訟委任状・委任状の書き方はホームページからのダウンロードも可能です。

なお、原告は宮崎県内在住の方に限ります。既に他の地域で原告になっている方は重ねて原告となることはできません。ホームページには訴状も掲載しております(一部マスキングあり)。